

佐川英治編『君主号と歴史世界』

河内 春人

(関東学院大学)

君主号とは何か。それは君主、あるいは君主制という歴史的課題を解くための一つの手がかりである。君主とは、『日本国語大辞典』では「世襲により国家や領地を統治する最高位の人」と説明する。しかしそれを世襲という概念に押し込めることは必ずしも適合的ではない。王朝交替など世襲が途切れる場合にも君主制は継続することが歴史上多々あるからである。

本書の「はじめに」において君主を主権者や統治者と理解することを批判しており、その指摘は妥当である。君主とは単一の社会や政治体制に君臨するものとは限らないし、逆に単一と見なされる社会や政治体制のなかにいくつもの世界が複合していることもあるからである。そうであるならば、君主とは何を根拠として君主たり得たのだろうか。それを解く手がかりこそ君主号なのであると評者は思う。

本書の構成は次の通りである。

佐川英治 はじめに

I 部 東アジアの君主号

- 1 章 佐川英治「皇帝が「天子」を称するとき」
- 2 章 杉山清彦「ハン・ハーン・皇帝」
- 3 章 武内房司「清代シブソンパンナー王国における中国・ビルマ両属関係とその終焉」
- 4 章 大津透「天皇号の成立と唐風化」

II 部 南アジア・中央アジア・西アジアの君主号

- 5 章 小倉智史「スラトラナ攷」
- 6 章 大塚修「スルターンをこえて」
- 7 章 近藤信彰「称号はいかに生まれ、伝播するのか」

III 部 ヨーロッパの君主号

- 8 章 田中創「アウグストゥスのゆくえ」
- 9 章 藤波伸嘉「バシレウスからスルタンへ？」
- 10 章 中澤達哉「複合君主号「皇帝にして国王」と主

権の分有」

11 章 後藤はる美「君主号とブリテン革命」

対象とする地域は、東アジアからヨーロッパまでユーラシアをまたいでいる。また時代では4世紀から19世紀まで、古代末期から近代初頭までの長期にわたる。人類史における君主号の問題を広くカバーしようとしながら君主号を問おうとする編者の意図がうかがえる。

筆者は日本古代史を主たる研究フィールドとして君主号の研究に取り組んでいるが、全ての論考を、それぞれの分野のレベルに応じて適切に評することは不可能である。それゆえ史料の解釈や事実関係についてはその述べるところに依拠し、君主号に関する論点にしぼってコメントすることで書評の責めをふさぎたい。

1 章では、中国、漢から隋までの君主号の問題を扱う。ここで取り上げられる君主号は「天子」と「皇帝」である。この二つの称号は中華王朝におけるもっともポピュラーな君主号であり、従来から二つの称号の関係性の究明に研究の力点が置かれていた。本章では中国の君主は支配領域では皇帝を号し、周辺には「皇帝」の訳語として「天子」を称したとする。また王権祭祀における名のりに際して皇帝から天子へと変化するの、支配領域が中原を中心とする中国からユーラシアに拡大したことによるとする。

2 章では、中国・清代の君主号の問題を扱う。清の君主はマンジュ人の出自を有しており、中国的な皇帝のみならず中央ユーラシアの系譜にも位置づけられることを君主号の推移から描き出す。マンジュ・グルンを興したヌルハチはスレ・バトゥル、スレ・ベイレと称し、さらにモンゴル系の称号であるハンに推戴される。そして次代のホンタイジは中国に乗り込み皇帝になった。マンジュ人の君主は、マンジュやモンゴル・中国・チベットなど複数の世界を統合する存在であった。ただしその称号はそれぞれの世界の君主号を複合的に名のるものではなく、モンゴル語由来のエジェンや中国語由来の皇帝に収斂される。なお、この皇帝号は明代までの皇帝号を引き継ぐものではなく、モンゴルを組み込んだことを契機として名のった異質な称号であった。

3 章では、東南アジア大陸部におけるシブソンパンナー朝（特に19世紀）の問題を扱う。タイ系の小王国であるシブソンパンナーの王権は始祖が天から降臨したと考えら

れており、天王を自認していた。しかし 14 世紀に明から、16 世紀にはビルマから政治的介入を受けることになり、中国とビルマに両属する体制が出現する。シブソンパンナーの君主を、明は車里宣慰司とし、ビルマは左禪国大自主福祿至善王に任命した。このような両属体制は、イギリスによるビルマの植民地化によって終焉を迎える。ただしイギリスは、清がシブソンパンナーへの宗主権にこだわったことに対する外交的判断により権利を放棄した。

4 章では、日本古代における君主号の問題を扱う。成立時期について議論のある天皇号について、推古朝（7 世紀初頭）に遣隋使を契機として、スメラミコトの呼び名に対応させて成立したことを述べる。8 世紀に律令国家が成立すると、天皇号は詔書に用いられるようになる。8 世紀後半に天皇制の唐風化が進行すると、君主号において皇帝号の使用が顕著になった。一方、8 世紀半ばに君主個人に対する尊号が奉呈されるが、一回的な現象にとどまった。また同時期に漢風諡号も成立し、9 世紀後半まで制度として継続する。こうした君主号の展開の背景には天皇制の変化があると指摘する。

5 章では、インド南部におけるヴィジャヤナガル王国期（14 世紀）を軸として君主号の問題を扱う。その第一王朝であるサンガマ朝の君主が名のつた称号であるスラターナに焦点を当て、イスラーム系の称号であるスルターンの影響によってそれが成立したとする言説を批判する。それは当初ヒンドゥー神のヴィシュヌを指す号であったが、13 世紀にムスリム系の奴隸王朝イルトゥトミシュ家が君主号として採用し、その後デリー・スルターン朝において用いられていたのをサンガマ朝が模倣したとする。ところがスルターンと音便が類似していたためにその関係性が再解釈され、イスラーム支配の正統性が強調されることになった。そのような解釈のゆらぎの余地があることは、多民族・多宗教が共存する社会において効果的であったことを述べる。

6 章では、西アジアにおけるセルジューク朝（1038～1194）期の君主号の問題を扱う。セルジューク朝の成立においてスルターンが君主号として承認されたわけではなく、初代君主のトゥグリルベクは「信仰の柱」など信仰に関わる名称の称号を好んで用いたことを指摘する。またその後の君主は、スルターンとともにペルシャ語由来のシャーハンシャーも使用した。セルジューク朝においてはスルターンは称号として権威を保っていたが、セルジューク朝以外のムスリム王朝もスルターンを使用し、セルジューク朝の後継王朝もスルターンを用いるなかで称号

における価値は失われていったとする。

7 章では、中央アジアを中心として 14 世紀から 19 世紀における君主号の問題を扱う。同地では一人の君主が多様な君主号を名のっていたが、そのなかでバハードウル＝ハーンに着目してその展開を追う。東アジアの遊牧系称号であったバハードウルとハーンが西北イランにおいて結合して君主号化し、15 世紀のアク・コユンル朝において定着した。さらにサファヴィー朝にハーン号が価値を低下させるなかで、バハードウル＝ハーンが君主号としての機能を持続けた。君主号が一つの歴史世界を超えて変化しながら存続したのであり、君主号という視角から単一の歴史世界のあり方を読み解くことは困難であると指摘する。

8 章では、ローマ帝国における前 1 世紀から 5 世紀までの君主号の問題を扱う。ローマ皇帝を表わす称号は複数あるなかで、アウグストゥス号の使用とその背景について追究する。それはもともと神殿などの形容に用いられた言葉であったが、当時の異常な政治状態を収束させたオクタウィアヌスを称揚する目的で元老院より贈られたのを始まりとする。その称号は具体的な権限の付与を示すものではなく、それゆえにアウグストゥス号は超越的な君主号として認知されるようになった。4～5 世紀になるとアウグストゥス号は乱立されながらも帝国ではその権威を維持しようという努力がなされた。しかし東ローマ帝国の時代になるとギリシャ語圏においてバシレウスの称号が一般化し、ラテン語由来のアウグストゥス号は終焉を迎えたと見通す。

9 章では、オスマン朝におけるギリシャでの君主号の問題を扱う。ギリシャを支配したオスマンの君主はバシレウスと呼ばれた。ただしオスマンの君主がローマ皇帝になったことを意味するわけではない。バシレウスとはビザンツの君主号ではなく、古今東西の多種多様な君主に適用可能なギリシャ語の称号であった。それは被支配者たるギリシャ人が、オスマンに支配される自己の立場を肯定するために用いられた。一方、イスラームのみならず多様な世界に君臨するオスマンの君主号はトルコ語由来のパーディシャーであったが、近代西欧世界はそれよりもイスラーム的なイメージの強いスルターンを選好し、それを強調することで西欧世界とは異質であることを確認して自己と区別しようとした。バシレウスもスルターンも、君主ではない人々の価値観による君主への眼差しが作用しているのである。

10 章では、15 世紀から 19 世紀のハンガリー（ハプスブルグ帝国）における君主号の問題を扱う。その君主号の

変遷は主権分有の長期的帰結であり、対内主権の重層性の動態であると見なし、それを段階的に区分する。まず貴族らの同意のもとに主権が王に付託される「選挙王」の段階が見られる。次いでローマ以来の普遍的な主権と、諸選挙王の中の選挙王を選挙皇帝とする主権が並存し、それらが複合して神聖ローマ皇帝となる複合君主政の段階に展開する。この段階ではカエサルの血統がハプスブルグに引き継がれるという世襲的主権も表れる。「選挙皇帝にして王」の段階である。そしてキリスト教のイメージが投影された使徒王としての皇帝が信徒団である四つの民族的国民と主権を分有しながら率いるという規範意識が形成された、「選挙皇帝かつ世襲皇帝にして使徒王」の段階に至る。それは近代的な主権概念の登場を準備するものであったと述べる。

11 章では、17 世紀ブリテンにおける君主号の問題を扱う。イングランド、スコットランド、アイルランド・ウェールズは一人の王に紐づけられた同君連合であって合同の存在ではない。ピューリタン革命後に護国卿となったクロムウェルは立法権を議会と分有することが定められており、それは名誉革命で実現する「議会のなかの王」という原則を先取りするものであった。チャールズ 1 世の処刑は王政の否定ではなく、クロムウェルの即位あるいは護国卿の世襲化も模索された。クロムウェルは王号を単なる職名としてそれを拒否したが、王のような儀礼で護国卿に再就任した。しかし護国卿体制はクロムウェルの死とともに破綻し、王政復古によって王が復活することになる。それゆえ王号に代えて護国卿号が君主号として機能することが可能かどうか、結果が出ないままとなったという。

三

全 11 章で扱われた君主号は多岐にわたる。また、称号を正面から取り上げた論考もあれば、その背景にある権力や政治構造を重視する論考もある。それらを見渡す中で確実にいえることは、君主号とは流動的で可変的ということである。

日本史の立場でその君主号といえば、「大王」の時代があるとはいえ 7 世紀に天皇号が定められて以降は現代までそれが続いているかのように理解されがちである。天皇号は律令法で法的に規定され、その律令法は建前としては近世まで、そうでなくとも 13 世紀まで実効性を保っていたと考えられている。しかしことはそれほど単純ではない。4 章で言及されているように、10 世紀には在所に基づく

呼称である院号など、異なる論理の名称が出現する。天皇号が通時代的に律令法をふまえて機能していたのかといえ、そうではないのである。江戸時代の連歌に次のようなものがある（『雑識』）。

天皇の号か^{このたび}此度世^{いで}に出て

はつと驚く江戸も京都も

1841 年に光格天皇への諡号として天皇号が用いられた時に、忘れ去られていた称号に対して驚きをもって受け止められている。19 世紀における天皇号の「復活」は、幕末における尊王思想と連動するものであることはいうまでもない。君主号が時代の政治的・社会的な動向と連動して変化するものであることは、比較的静態的に捉えられがちな日本史においても容易に指摘できるのである。

そこから指摘できるのは、君主号は特定の世界を表象する称号であると単純にいけないことである。従来、君主が複数の君主号を兼ねている場合、それぞれその背後に異なる世界観が存在しており、君主がそれを統合していたと理解されてきた。中国史における皇帝号と天子号の関係や、清代における皇帝・ハーン・天輪聖王はそのような考え方に基づいている。しかし 1 章や 2 章での考察はそのような理解に対する再考を促す。1 章に即していえば、これまでの中国国内における天子号と国外に対する皇帝号という並存的な理解は成立しない。むしろ国内の皇帝号が中国の拡大において周辺へ天子号として翻訳されたという重なりが強調される。その際に天子号は先秦時代と北魏では大きく変質しているのであり、決して同質的に継続しているわけではない。

君主号は呼び名である以上、誰が君主をどのように呼ぶのかという問題も出てくる。自称なのか他称なのか、他称ならばそれを用いる人と君主の関係はいかなるものなのか。政治的に上から下への称号について 3 章で取り上げられた。ビルマがシブソンパンナーの君主を「左禪国大自主福祿至善王」に任じたのに対して、清は宣慰司という官司を授けた。小国の君主に対する周辺大国の君主への関わり方も一様ではなかった。

他称について 9 章でも扱われている。被支配者であるギリシャ人がオスマンの君主に対してバシレウスと呼ぶのは下から上への呼び名である。同じく西欧世界がスルターンと呼んだ事例は対等な関係のなかでの主観的な価値観の適用である。

ここから見えてくるのは、君主号とは制度的に定められたものもあれば（主に自称）、慣用的に使用されるものも

あった（自称及び他称）ということである。それは使用者のバックボーンである価値観あるいは世界観に関わるものであった。君主は国内の貴族、外交相手、被支配者などの様々な関係に応じて名のり方・呼ばれ方が変わるのであり、君主号は多様な関係をそれぞれ表象した。なお注意すべきは、関係のなかから常に君主号が表出してくるものではないということである。日本の律令国家において班田農民は天皇を自覚することはきわめてまれであり、その関係が君主号として表面化することはなかった。そのような表象化されない関係の問題も新たに浮き上がってくる。

君主号相互の上下関係もまた論点となる。東アジアでは皇帝と王の関係は、王が皇帝に任命されるという点で明確である。ところが10章で取り上げたように、選挙王政において皇帝に選出されると「選挙皇帝にして王」という複合的な称号が成立する。それは東アジア的な皇帝と王の関係とは全く異なる。そこで気にかかるのが、皇帝や王という称号における東アジアとヨーロッパにおける対称性である。Emperorと皇帝、さらにはツァーリ・天皇などが同格であると同時に認識されること、それに基づいた称号の翻訳のあり方が究明の足掛かりとなろう。

君主号の変容も課題である。本書では検討の俎上に上らなかったが、王を意味するペルシャ語由来のシャー、「諸王の王」であるシャーハンシャーのように、君主号は重層的に形成されることがある。一部の君主号は基層を残しながら形容する言葉を変えつつ長期間にわたって用いられ続けた。シャーの場合、オスマンにおいて多様な世界に君臨するパーディシャーへと行きつく。

遊牧系の君主号であるハンも、より上位の称号であるハーンを生み出し、さらにチンギス血統が独占する称号へと変化する。一方で7章で取り上げられたようにハーンは西北イランでも用いられ、ハーンの価値低下と君主号としてのバハードウル＝ハーンを生み出した。ハーンは遊牧世界の君主だけを表わすものではなく、時代によって広がり変質したのである。

君主号に関わる論点で混乱しやすいのが、地位名称であることとその地位に就いている人格に対する名称が区別されにくいことである。そして両者は性質的に容易に転化する。8章においてオクタウィアヌスに与えられたアウグスティヌス号が継承され、君主号として用いられた事例が示されている。このような君主号の流動性こそがその特質といえるだろう。

一方でいかなる制度的な担保を設けても君主とは本来的

に人格的な存在である。人格に依存する地位に対して権力や権威が集約されるのが君主制の基盤となる。君主号とはそれを解き明かすための一つの手がかりであることが本書を通して示された。その成果は今後の研究に引き継がれるべきである。本書によって君主号研究がさらに深化することを期待したい。

様々な時代・地域の研究を比較することの重要性はいうまでもない。ただ評者がそれを正確にくみ取れたかどうか、きわめて心許ないことも偽らざる心情である。誤読・誤解があれば執筆者各位と読者の御海容を願う次第である。

（山川出版社 4620円）